

枚方市コミュニティセンター助成事業補助金交付要綱

平成 27 年 9 月 28 日制定
枚 方 市 要 綱 第 62 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、枚方市補助金等交付規則（昭和40年枚方市規則第30号）の規定に基づいて交付するコミュニティセンター助成事業補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 補助金の交付の目的は、自治会館の整備を行うことにより、地域のコミュニティ活動の充実及び強化を図り、もって市民福祉の向上に資することとする。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、自治会館の整備を行う認可地縁団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体をいう。以下同じ。）とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 抵当権等の設定がなく、かつ、所有権の登記名義人を当該認可地縁団体とする自治会館の新築若しくは建替え又は大規模修繕（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第14号に規定する大規模の修繕をいう。以下同じ。）を行うものであること。
- (2) 当該自治会館の新築又は建替え（これらに相当すると市長が認める増築又は大規模修繕を含む。）に係る市の助成（以下「市の助成」という。）を受けたことがある場合にあっては、天災その他やむを得ない理由がある場合を除き、当該市の助成を受けた年度の翌年度の初日から起算して20年以上経過した後に行うものであること。
- (3) 一般財団法人自治総合センターが行うコミュニティセンター助成事業の助成（以下「センターの助成」という。）の決定を受けたものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が示す基準に適合するものであること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、センターの助成の決定を受けた額とする。

(事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、所定の事前協議書を市長に提出し、補助対象事業の内容について、市長と協議しなければならない。

2 前項の事前協議書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(事業の選定)

第7条 市長は、前条の規定による協議を行った事業のうちから、センターの助成の申請を行うものを選定するものとする。

2 前項の規定による選定は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 新築又は建替えの事業と大規模修繕の事業とがある場合にあっては、新築又は建替えの事業を優先させるものとする。
- (2) 新築若しくは建替えの事業が複数ある場合又ははない場合にあっては、市の助成を受けていない期間が長い認可地縁団体に係る事業を優先させるものとする。
- (3) 前2号に掲げる方法によっても選定できなかった場合は、抽選により選定するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。